

# 破 産 手 続 説 明 書

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

この冊子は、破産手続開始・免責許可申立てをする方のために、手続のあらましや申立ての方法を説明したものです。

裁判所は、破産手続開始・免責許可申立てに関する相談やアドバイスは一切行っておりません。破産手続開始・免責許可申立てをすべきかどうかわからない方は、下記の相談機関に相談してください。

破産ではなく、債権者との話合いで解決したいと考えている方は、簡易裁判所の調停相談窓口で相談してください。

この冊子は、破産手続がすべて終わるまで大切に保管しておいてください。

破産手続中に困ったことが起こったり、わからないことがあったら、まず、この冊子で調べてください。

相談機関（下記番号は直接電話相談をするものではありません。）

1 法テラス鹿児島（日本司法支援センター）

050-3383-5525

2 鹿児島県弁護士会

099-226-3765

3 鹿児島県司法書士会

099-256-0335

<b>破産・免責手続Q &amp; A</b>	3
1 破産手続とは何ですか。	3
2 免責手続とは何ですか。	3
3 申立てはどのようにするのですか、申立ての費用はどのくらいかかりますか。	3
4 破産の審理はどのようにされますか。	5
5 財産の処分はどのようにされますか。	5
6 破産手続開始決定を受けるとどうなりますか。	6
7 債権者の取立てはどうなりますか。	6
8 債権者から給料の差押えを受けていますが、どうなりますか。	7
9 債権者への支払はどうしたらよいですか。	7
10 クレジットカードなどは持っていたてもよいですか。	7
11 破産手続開始・免責許可申立て後にお金を借りてもよいですか。	7
12 クレジットで購入した商品はどうしたらよいですか。	8
13 免責が許可されないのはどのような場合ですか。	8
14 免責許可の決定が確定すると、すべての借金などの返済をしなくてよくなるのですか。	9
15 住所などが変わったときどうすればよいですか。	10
16 破産手続開始・免責許可申立て後に債権者が訴訟や支払督促の申立てをしたときはどうすればよいですか。	10
<b>同時廃止事件の手続の流れ</b>	11

# 破産・免責手続Q & A

## Q 1 破産手続とは何ですか。

借金の返済をすることができなくなったときに、あなたの持っているすべての財産を処分して金銭に換え、これを全債権者に平等に配当する手続です。

## Q 2 免責手続とは何ですか。

借金の返済義務を無くす手続です。

破産の手続が終了しただけでは借金の返済義務は無くなりません。審理の結果、免責許可決定がなされ、それが確定して初めて借金の支払義務が無くなります。

## Q 3 申立てはどのようにするのですか、申立ての費用はどのくらいかかりますか。

申立ては、破産手続開始・免責許可申立書を裁判所に提出して行います。

### (1) 破産手続開始・免責許可申立時に提出するもの

① 破産手続開始・免責許可申立書（申立てに至るまでの事情，生活状況，財産状況などを記載した陳述書，借金の借入先などをすべて記載した債権者一覧などを含む。）

② 添付書類

破産手続開始・免責許可申立書記入上の注意の3ページ目から5ページ目に記載されている添付書類のうち該当するものをすべて揃えて

提出してください。

③ 全債権者あての封筒 1 組

申立時に窓口で破産手続専用の封筒をお渡ししますので、それに全債権者のあて名を書いていただきます。

④ 収入印紙（申立手続費用）

1 5 0 0 円 × 1 組

⑤ 郵便切手

5 0 0 円 × 4 組

8 0 円 × { (債権者の数) + 1 0 } 組

2 0 円 × 4 組

1 0 円 × 1 0 組

⑥ 予納金（手続費用）

1 0, 2 9 0 円

破産手続開始・免責許可申立時に、「保管金提出書」という書類を交付します。「保管金提出書」の提出者欄に住所氏名を記載して捺印し、予納金 1 0, 2 9 0 円と一緒に会計課窓口に提出してください。

あなたの破産手続が管財事件（Q 5 参照）となったときは、2 0 万円程度の予納金が必要となります（事件の内容によっては 2 0 万円を超えることもあります。）が、申立ての段階では破産管財人を選任するかどうかは分かりませんので、とりあえず予納金 1 0, 2 9 0 円だけを納付してもらいます。

## (2) 申立書提出日（受付日）

受付時間は、毎週月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までです。

※受付時の審査には時間がかかります（平均 1 ～ 2 時間。場合によっては 4 ～ 5 時間。）ので、申立ての際は、昼休みと午後 3 時以降をできる

だけ避け、なるべく早い時間においでください。来庁時間が遅かったり補正が多い場合は、当日中には受け付けができないこともありますので、御了承ください。

### (3) 提出場所（受付場所）

現住所を管轄する地方裁判所（本庁及び支部）の破産係

### (4) 注意事項

裁判所に提出する書面は、A4判横書き（左綴じ）の用紙を用いて、申立書などに記載するときは、ペン（ボールペン）を用いてください。

## Q4 破産の審理はどのようにされますか。

裁判所は、破産手続開始・免責許可申立書や添付資料により、あなたが借金を返済できない状態にあるのか、どのような財産を持っているのかを調べます。不明な点があるときは、あなたに追加資料の提出を求めます。

そして、裁判所で、裁判官があなたに直接事情を尋ねます（これを審尋と言います。資料が整っており、特に必要がないと判断された場合には、審尋が省略されることがあります。）。

審理の結果、あなたが借金を返済することができないと判断された場合には、あなたについて破産手続を開始するとの決定がされます。

## Q5 財産の処分はどのようにされますか。

あなたに財産がある場合、破産手続開始の決定と同時に破産管財人が選任され、あなたは財産（法律で認められている一部の財産を除く。）を管理・処分することができなくなり、破産管財人があなたの財産を処分して金銭に換え、債権者への配当を行います（破産管財人が選任される場合を「**管財事件**」と言います。）。

あなたの財産が少なく、このような手続を行うための費用にも足りな

いときは、破産手続開始の決定と同時に手続を廃止（終了）させます（このような場合を**同時廃止**と言います。）。

## **Q 6 破産手続開始の決定を受けるとどうなりますか。**

破産者は、破産手続きにおいて、裁判所や破産管財人に対し必要な説明をする義務を負います。管財事件では、破産管財人があなたの財産をお金に換えて債権者に配当し（Q 5 参照），裁判所の許可なしに居住地を離れることができなくなるほか，あなた宛ての郵便物が破産管財人に配達され破産管財人がその内容を調査することがあります。

破産手続開始の決定を受けると復権を受けるまでの一定の期間，弁護士，公認会計士，後見人，遺言執行者，宅地建物取引業者，質屋，古物商などにはなれないなど，法律上いろいろな資格制限を受けます。

なお，選挙権，被選挙権は影響を受けません。

## **Q 7 債権者の取立てはどうなりますか。**

貸金業者やクレジット会社は，通常，破産手続開始の申立てがあったことを知ると，取立てをしなくなります。裁判所が破産手続開始申立てを受理したときは，「破産事件受理票」を交付しますので，これを直ちに債権者に郵送してください（裁判所からは送付しませんので注意してください。）。

取立てをやめない債権者がいるときは，県の消費者生活センターや業者の監督官庁などに相談してください（裁判所には債権者を指導する権限がありませんし，立場上債権者との交渉はできません。したがって，裁判所は取立てをやめさせることはできません。）。

**Q 8 債権者から給料の差押えを受けていますが、どうなりますか。**

破産手続開始の決定と同時に手続廃止の決定がなされると、既になされている差押えは中止され、免責許可決定が確定したときは、中止された差押えの効力は失われます。破産手続開始決定や免責許可決定がされたときは、差押えを発令した裁判所の債権執行係に相談してください。

**Q 9 債権者への支払はどうしたらよいですか。**

破産手続開始の申立てをしたとき、又はその申立てを予定したとき以後には、一部の債権者のみへの支払いはやめてください。

一部の債権者にのみ支払をすると、支払を受けない債権者を害することになり、免責が許可されない場合があります。（Q 1 3 参照）

**Q10 クレジットカードなどは持ってもよいですか。**

銀行、信販会社、貸金業者などのキャッシングカードやクレジットカードは、すべてハサミで切って債権者に返却してください（銀行から自分の預金を引き出す、いわゆるキャッシュカードは除きます。）。

**Q11 破産手続開始・免責許可申立て後にお金を借りてもよいですか。**

だめです。

既に借金を返済することができない状態になって破産手続開始・免責許可申立てをしているのに、新たに借金をしたり、クレジットカードや月賦などで商品を購入することは、債権者をあざむくことになり、詐欺罪に当たる可能性がありますし、免責が許可されない可能性も生じます。

## **Q12 クレジットで購入した商品はどうしたらよいですか。**

クレジットで購入した商品で、その支払が終わっていないものは、原則として、保有し続けることはできません（その債権者にだけ支払をして、商品を自分のものにすることはできません（Q9参照）。）。

債権者（クレジット会社）に連絡をして、商品を返還（所有権留保特約に基づく引揚げ）する必要があるかどうか話し合ってください。商品を返還するか、その引揚げを受けたときは、商品の受領書をもってください。（商品が普通自動車の場合は債権者が所有者として登録されている必要があります。）

債権者が商品は返還しなくてもよい旨述べたときは、返還しなくてもかまいませんが、債権者と話した日、話した債権者の担当者名、話合いの内容、結果などを記載した報告書を作成して裁判所に提出してください。

## **Q13 免責が許可されないのはどのような場合ですか。**

次のような事由がある場合には、免責が許可されないことがあります。

- (1) 自分や他人の利益を図ったり、債権者を害する目的で、あなたの財産を隠したり、減少させたりしたこと。
- (2) 浪費やギャンブルによって、著しく財産を減少させたり、過大な債務を負ったこと。
- (3) クレジットカードで商品を購入し、すぐにそれを安い値段で転売したり、質入れして現金を取得したこと。
- (4) 既に返済できない状態であるのに、そうでないように債権者を信用させて借金をしたり商品を購入したこと。
- (5) 免責許可の申立ての前7年以内に免責許可決定や給与所得者等再生手続において認可決定を受けたことがあること。



- (6) 破産法に定める破産者の義務に違反したこと。
- (7) 嘘の債権者名簿を提出したり、あなたの財産状態について嘘を述べたりしたこと。

裁判所は、債権者にも事情を聴きますので、申立書に嘘を書いたり、審尋で嘘を述べても、嘘であることは裁判所に明らかになります。よく見られる例としては、一部の債権者に支払を続けるためにその債権者を債権者名簿から外したり、財産を手放したくないために財産状況について嘘の申告をしたり、(1)~(6)のいずれかに該当する事由があるのに、免責許可決定を得たいためにそれを隠したりするものがあります。

#### **Q14 免責許可の決定が確定すると、すべての借金などの返済をしなくてよくなるのですか。**

免責許可決定が確定しても、次の債権などの支払義務はなくなりません。（破産法253条）

- (1) 税金、罰金などの支払義務
- (2) あなたが悪意により行った不法行為や故意又は重大な過失により加えた人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償の支払義務
- (3) あなたが養育者又は扶養義務者として負担すべき費用の支払義務
- (4) あなたが雇っていた人の給料の支払義務
- (5) あなたが雇っていた人から預かったお金（いわゆる社内預金など）や身元保証金の返還義務
- (6) あなたが知っているのに債権者名簿に記載しなかった債権者に対する支払義務

### **Q15 住所などが変わったときはどうすればよいですか。**

破産手続開始・免責許可申立て後に、住所（現実の住所）、本籍地、氏名などが変わったときは、すぐに裁判所に書面で届け出てください。その際には、住民票や戸籍謄本など住所や戸籍が変わったことを証明する書類を一緒に提出してください。

### **Q16 破産手続開始・免責許可申立て後に債権者が訴訟や支払督促の申立てをしたときはどうすればよいですか。**

訴状、口頭弁論期日呼出状や支払督促などが送られてきたときは、その書類に表示された訴訟や支払督促の係に連絡して、破産を申し立てていることを説明し、係員の指示に従ってください。

# 同時廃止事件の手続の流れ

## 1 申立て

申立ての方法についてはQ3を参照してください。

同時廃止事件（同時廃止とは何かについてはQ5を参照してください。）になるかどうかは、裁判所が審理を行った上で決まりますので、申立ての時点で決まるわけではありません。したがって同時廃止事件の申立方法が特別にあるわけではありません。

申立て後、必要があるときは、資料を追加して提出していただきます。この資料の提出が遅れると手続が進みませんので、速やかに提出してください。

追加提出を指示された資料が入手できないなど、提出できない事情があるときは、その事情を記載した報告書を提出してください。

## 2 審尋期日

破産原因があるかどうかについて、裁判所があなたに直接事情を尋ねる手続です。

破産を申立て後しばらくすると、審尋期日が指定され、あなたに審尋期日の呼出状が送付されます。呼出状に記載された審尋の日時・場所に出頭者カードを記入の上出頭してください（10分くらい前に出頭してください。）。

なお、資料が整っており、特に問題がないと判断された場合には、審尋が省略されることがあります。

審尋期日には筆記用具、印鑑を持参してください。

### **3 破産手続開始**

審理の結果、破産の要件があるときは、あなたについて破産手続を開始するとの決定がされます。あなたの財産が少なく、このような手続を行うための費用にも足りないときは、破産手続開始の決定と同時に手続を廃止（終了）する旨の決定がされます。

破産手続開始、同時廃止の決定がされたときは、あなたに、破産手続開始・破産廃止決定正本が送付されます。

### **4 免責意見申述期間**

破産手続開始決定がされたときは、裁判所は、期間（免責意見申述期間）を定めて、債権者に、あなたの免責に関する意見を求めます。

債権者は、定められた期間内に、書面で意見を述べることができます。

また、免責意見申述期間の指定に加えて、裁判所が審尋の必要があると判断したときは、免責審尋期日が指定されます。免責審尋とは、あなたを免責するかどうかの判断のため、裁判所があなたに直接事情を尋ねる手続です。債権者は免責審尋期日に出席することができ、あなたの免責に対して意見を述べることもできます。

免責審尋期日が指定されたときは、あなたに免責審尋期日の呼出状が送付されますので、呼出状に記載された日時・場所に出頭してください（10分くらい前に出頭してください。）。免責審尋期日には呼出状、筆記用具、印鑑を持参してください。

### **5 免責決定**

免責について決定がされると、あなたに免責許可決定正本又は免責不許可決定正本が送付されます。この免責についての決定正本は大事な書類ですので、無くさないように大切に保管してください。

免責許可決定に対しては、利害関係人から不服を申し立てることができます。

免責許可決定が官報に掲載され、それから2週間以内に債権者から不服申立てがされなければ、免責許可決定は確定します。免責許可決定の確定により、あなたの借金の支払義務が無くなります。

免責不許可決定がなされると、あなたの借金の支払義務はなくなりません。

免責不許可決定に対しては、あなたは不服申立てができます。不服申立ては、裁判所からの免責不許可決定正本があなたに届いてから1週間以内にしなければなりません。